

## 福島第一原発事故による避難者の損害賠償請求訴訟千葉地裁判決を受けての会長声明

1 本日、千葉地方裁判所は、全国で起こされている東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「福島第一原発事故」または「本件原発事故」という）による被害の賠償を求める集団訴訟の中で、本年3月17日の前橋地方裁判所の判決に続いて、全国で二例目の判決を言い渡した。

この訴訟は2011年3月11日に発生した福島第一原発事故により福島県から千葉県に避難を強いられた原告が、事故を起こした国と東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東京電力」という）に対し、その法的責任を認めさせ、避難により失ったふるさと、仕事や生活基盤、住まい等、あらゆる被害の回復のために、これらを損害として評価し賠償を求めて千葉地方裁判所に起こしたものである。

2 本判決は、本件事故以前、遅くとも平成18年までには、国は、福島第一原発において全交流電源喪失をもたらす程度の地震及びこれに随伴する津波が発生する可能性を予見することができたというべきであるとしながら、資金や人材等が有限であり結果回避措置の内容や時期等については規制行政庁の専門的判断にゆだねられ、様々採り得る規制措置・手段のうち、本件事故後と同様の規制措置を講ずべき作為義務が一義的に導かれるとはいえないとして、原告らが主張していた規制権限不行使の違法性を否定した（なお、東京電力に対しては、原子力損害賠償法に基づき無過失の賠償責任が認められている）。

しかしながら、このような結論は、原子力施設においては、いわゆる伊方原発訴訟最高裁判決（平成4年10月29日・民集46巻7号1174頁）が判示しており深刻な災害が「万が一にも起こらないようにするため」の安全対策が求められており国はそのために適時かつ適切に規制権限を行使する必要があったことからすれば、容認できない。

3 当会は、2012（平成24）年9月12日、「東京電力福島第一原子力発電所事故に関する損害賠償手続についての国及び東京電力株式会社に対する意見書」を公表し、そこで、国と東京電力に対し、当該原発事故の本質を直視し、現状を正しく認識したうえで、被害者の失われた生活基盤の回復のための正当な賠償を行うことを求めた。このような当会の意見は、もともと原子力損害賠償紛争審査会が定めた「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等（以下、「中間指針等」という）の国が被害者の個別事情を考慮せず定型的に決めた賠償基準だけが独り歩きし、この間、東京電力が中

間指針等をあたかも支払いの上限額のように見なして対応していることに起因する。

本判決は、前記中間指針等の賠償基準には必ずしも拘泥せず、「従前暮らしていた生活の本拠や、自己の人格を形成、発展させていく地域コミュニティ等の生活基盤を喪失したことによる精神的苦痛、相当期間にわたり長年住み慣れた住居及び地域における生活の断念を余儀なくされたことによる精神的苦痛など、本件事故により生じる様々な精神的苦痛に係る損害のうち、避難生活に伴う慰謝料では補填しきれないものについては、ふるさと喪失慰謝料と呼称するかどうかはともかく、本件事故と相当因果関係のある精神的損害として、賠償の対象となるべきである」とし、また、本件原発事故による避難指示区域以外からの避難者（以下、「区域外避難者」という）については「避難の合理性が認められる場合には、避難をした者の個別・具体的な事情に応じて、避難により生じた相当な範囲の損害が賠償の対象となり得る」とした。

4 本判決は、損害論について一部評価すべき点が見られるものの、国の責任を否定するなど、不当な判決といわざるをえない。

福島第一原発事故後、6年6ヶ月以上が経過した。いまだ全国には8万人以上の避難者が苦しい避難生活を余儀なくされている。

当会は、本判決を受けて、あらためて国と東京電力に対し、すみやかに本件原発事故の個々の被害者の被害の実態に沿った生活基盤の回復のための必要かつ十分な賠償を行うよう求める。また、区域外避難者に関しては、本年3月31日に民間借り上げ住宅の無償供与が打ち切りとなっているが、当会は、その避難者のおかれた被害の実情を踏まえ、無償供与の打ち切りに反対し恒久的な住宅支援策を講じるよう国に求めているところであり（2016（平成28）年12月9日「区域外避難者への住宅無償供与打ち切りに反対し、原発事故避難者の恒久的な住宅支援策を講じることを求める会長声明」）、当会は、本判決を受けて、あらためて国に対してこれらの要請にすみやかに対応するよう求めるものである。

2017（平成29）年9月22日

千葉県弁護士会

会長 及 川 智 志